

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号該当随意契約の令和8年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約について、国保中央病院組合契約規則第22条の2第1項の規定により、令和8年度分の契約に関わる事項の契約を締結する前に次のとおり公表します。

No	契約の件名	契約に関する事務を所掌する組織の名称	契約に係る業務の概要	契約を履行する場所	契約を締結する予定の日	契約の相手方の決定方法	契約の選定基準
1	国保中央病院敷地内垣根剪定等業務	事務部 企画総務課	敷地内の除草・剪定作業	国保中央病院敷地内 （磯城郡田原本町宮古404-1）	令和8年4月27日	随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する構成4町（川西町、三宅町、田原本町、広陵町）内のシルバー人材センターで垣根剪定等業務の実績がある事業者
2	国保中央病院側溝清掃業務	事務部 企画総務課	敷地内及び北側側溝の清掃	国保中央病院敷地内 （磯城郡田原本町宮古404-1）	令和8年4月27日	随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する構成4町（川西町、三宅町、田原本町、広陵町）内のシルバー人材センターで側溝清掃業務の実績がある事業者